

# 東京 屋敷林ネットワーク 会則

## 第1章 総則

### <名称>

第1条 この組織の名称を「東京 屋敷林ネットワーク」といい、愛称を「屋敷林友の会」と称す。

### <屋敷林>

第2条 ここでいう屋敷林とは、別に定める内容を有し、世代間を引き継いで育成されてきた宅地内の緑を言う。

### <事務所>

第3条 この組織の主たる事務所を 当面の間、千葉県柏市豊四季294-40 に置く。

### <目的>

第4条 東京都内の屋敷林の保全に賛同する所有者、協力者等がネットワークを築き上げることで、相互の懇親を深めるとともに、維持管理や活用策、次代への継承策などについて、学習と情報交換を活性化し、東京に残された希少な緑の保全につなげることを目的とする。

### <活動>

第5条 この組織は、第4条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

#### ①情報交換

今日の屋敷林等の話題、問題を共有するため、会員間や行政、環境貢献企業との情報交換の場を設ける。

#### ②学習会

特別講師を招聘し、屋敷林に関わる掘り下げた知識を学び合う場を設ける

#### ③懇親会

会員間の懇親を深め、緩やかに新しいネットワークを育てるための機会を設ける。

#### ④協力とサポート

自治体の緑の保全策の立案に協力し、会員所有の屋敷林保全策について共助互恵の精神のもと、必要な協力とサポートを行う。

#### ⑤調査・研究

屋敷林の価値を高めていくため、都市計画、環境、文化財、コミュニティガーデン、税制、基金、セキュリティ等様々な視点から調査・研究を行い、会員に提供すると共に、必要に応じて学会・専門誌等に発表する。

#### ⑥屋敷林の認定

屋敷林を社会において特別に価値のある存在としていくための、認定システムを開発・構築する。

#### ⑦企画事業

会員の屋敷林等を再認識する見学ツアー、保全の意思を明示するシンボルガジェットの設置運動、地域での落ち葉掃き運動、写真展など、屋敷林等や取り巻く環境を見直し、重要性や希少性を訴えるための企画を実施する。

#### ⑧普及拡大事業

ホームページやニュース、様々なツールによる情報を発信すると共に、会員のもつネットワークや個別情報を開拓して新会員の拡大を図る。

#### ⑨収入事業

屋敷林等に関わる啓発を行い、会の運営に資するため、ガイドブック、冊子等の販売、有償の講演、講師活動、イベント等での有料収入事業を行う。

## 第 2 章 会員等

### <会員の種類>

第 6 条 この組織の会員は、次の 4 種とする。

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| (1)屋敷林所有者会員 | この組織の目的に賛同する屋敷林所有者である個人         |
| (2)協力会員     | この組織の目的に賛同し、事務局活動に協力する個人        |
| (3)賛同会員     | この組織の目的に賛同し、会費等をもって協力する個人       |
| (4)団体会員     | この組織の目的に賛同し、会費や活動等をもって協力する団体と企業 |

### <顧問>

第 7 条 この組織に、一定の学識を有する複数の顧問を置くことができる。顧問は、目的の達成するために、組織に対しに必要な助言、支援を行う。

### <サポーター>

第 8 条 会員制度とは別に、この組織の目的に賛同し、イベント等の不定期の行事に助力するサポーターの制度を設ける。

### <入会と退会>

第 9 条 この組織への会員としての入会は、別途に定める入会申込書により、組織代表に行うものとする。

- 2 入会の可否は、正当な理由をもって代表が判断する。
- 3 退会・会員の喪失は、退会の意思を文書で表明した時、死亡・失踪宣告を受けた時、

団体が消滅した時、長い間会費を納入しない時、その他社会的正義に反する行為を認めた時に発効する。

#### <会費>

第 10 条 会員は、以下の会費を年度初めに納入しなければならない。

- |             |          |
|-------------|----------|
| (1)屋敷林所有者会員 | 3000円/年  |
| (2)協力会員     | 1500円/年  |
| (3)賛同会員     | 1500円/年  |
| (4)団体会員     | 10000円/年 |

2 会計監事、顧問は、会費は無料とする。

#### <寄付金>

第 11 条 組織は、この組織の目的に賛同した個人、団体、法人からの寄付金を受け入れることができる。

#### <会費等の不返還>

第 12 条 既に納入した会費及び寄付金は、返還しない。

### 第 3 章 役員

#### <種類及び定数>

第 13 条 この組織に以下の役員を置く。

- |                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| (1)代表 (組織を代表し、業務を総括する)            | 1 人         |
| (2)幹事 (組織を構成し、目的に沿って代表と共に業務を遂行する) | 2 人以上 4 人以下 |
| (3)会計監事(組織の会計、財産を監査する)            | 1 人         |
| (4)屋敷林所有者会長(会員の拡大を率先する)           | 1 人         |
| (5)同 副会長                          | 1 人         |

#### <選任等>

第 14 条 当面の間、設立会で同意を得た組織代表が調整し、選任する。解任は総会の同意を得て行う。ただし、この組織が法人化する際は、その定款による。

#### <報酬>

第 15 条 役員及び顧問の報酬は、無報酬とする。

#### <事務局及び職員>

第 16 条 この組織に事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、総会の同意を得て、代表が委嘱し、職員は代表が任免する。

## 第 4 章 総会及びコア会議

### <開催>

第 17 条 総会は毎年 1 回、会計年度末に開催する。招集は組織代表が行う。

### <構成>

第 18 条 総会は会員、顧問をもって構成する。

### <権能>

第 19 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画並びに収支予算・決算
- (4) 役員選任、解任の同意(当面の間)、
- (5) 会費の額
- (6) その他、運営に関する重要な事項

### <総会の運営>

第 20 条 総会の議長ほか、運営に必要な職はあらかじめ会員の中から選定する。

2 総会は会員の 3 分の 1 以上の出席を持って成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。ただし、会則の変更は、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

3 総会に出席できない会員は、他の会員を代理として表決を委任することができる。この場合、委任したものは総会に出席したものとみなす。

### <コア会議>

第 21 条 組織の事業計画、資金計画、組織運営計画、総会付議事項等の重要事項を検討するため、代表、幹事、屋敷林所有者会長・副会長で構成するコア会議を設ける。

2 会議は、必要に応じて代表が招集する。

## 第5章 会計

### <会計年度>

第22条 組織の会計年度は、5月1日に始まり、翌年4月30日に終了する。

### <収入の構成と区分>

第23条 組織の収入は、以下の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)会費
  - (2)寄付金品
  - (3)財産から生じる収入
  - (4)事業に伴う収入
  - (5)助成金
  - (6)その他の収入
- 2 会計はその性格に分けて表記し、経理する。

### <予算・決算>

第24条 組織の事業計画、これに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 組織の事業報告、収支決算は所定の期間終了後、会計監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

## 第6章 解散

### <事由>

第25条 組織は、以下に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的に係る事業遂行の不能
- (3)会員の欠乏、維持困難

### <残余財産の帰属>

第26条 組織が解散した時に残存する財産は、総会に出席した会員の3分の2以上の決議により、処理方針を定めるものとする。

## 附則

- 1 この会則は、設立会での承認後、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この組織の役員、顧問は以下に掲げる者とする。空席は逐次、委嘱する。

代表	大塚 高雄	顧問	福嶋 司
幹事	空席		品田 穰
会計監事	中村 賢司		
屋敷林所有者会長	空席		
同 副会長	空席		
- 3 平成 30 年 5 月 1 日 改正